

福島県肝炎対策基本計画(案)の概要

1 計画策定の趣旨

肝炎対策基本法及び国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、都道府県単位でB型肝炎及びC型肝炎に係る対策を推進するために策定するもの。推進期間は第8次福島県医療計画との整合性を図るため、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。なお、国指針改正の動きや社会情勢の変化等、必要に応じて柔軟に見直しを実施する。

2 現状

①肝炎ウイルス持続感染者(キャリア)数

[全国※1]2015年推計

B型肝炎:110~120万人

C型肝炎:90~130万人

[本県※2]

B型肝炎:1.6~1.7万人

C型肝炎:1.3~1.9万人

出典

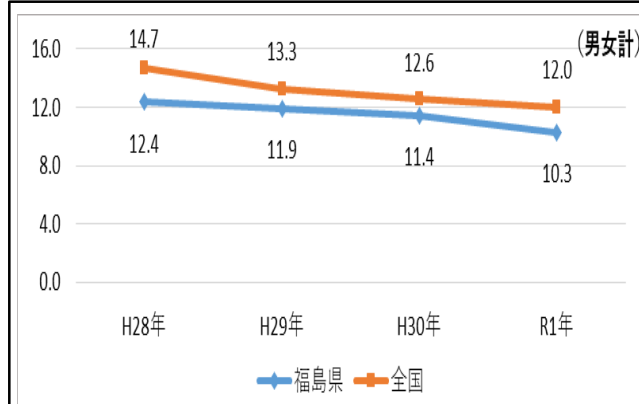
※1 令和元年度厚生労働科学研究費補助金

肝炎等克服政策研究事業報告書(田中班)

※2 全国のキャリア数に本県の人口比率

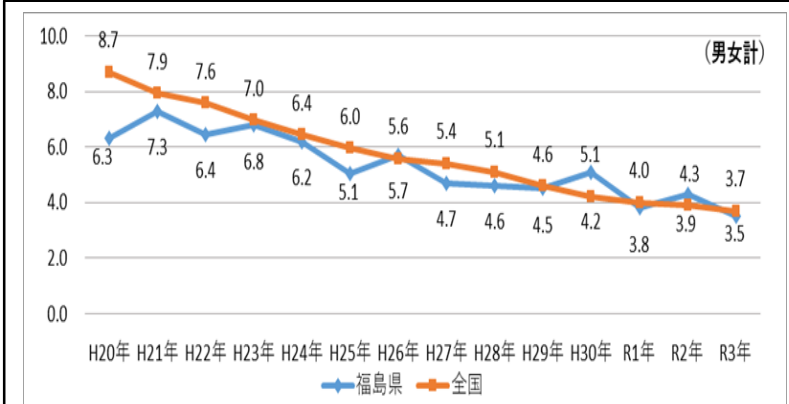
1.45%(2020年国勢調査)を乗じて算出

②肝がん年齢調整罹患率(人口10万対)



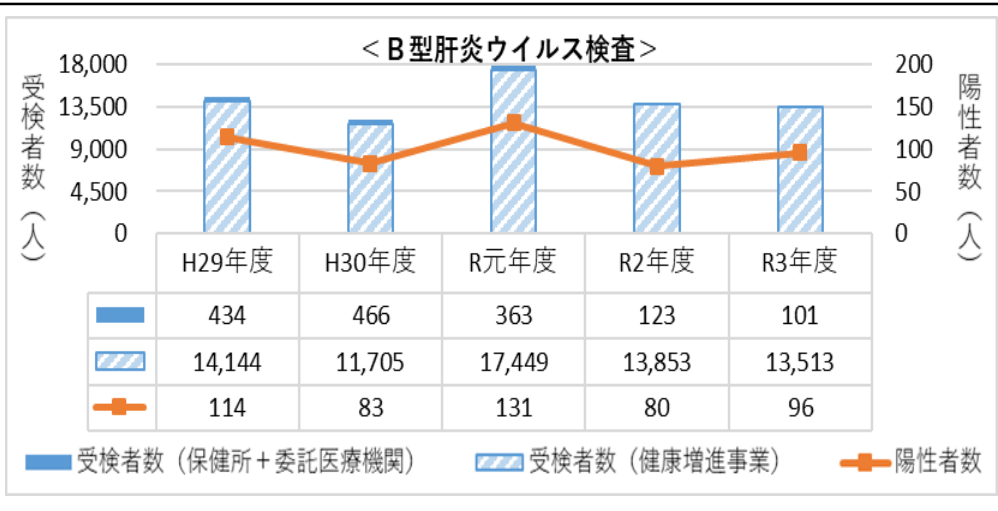
出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)

③肝がん75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)

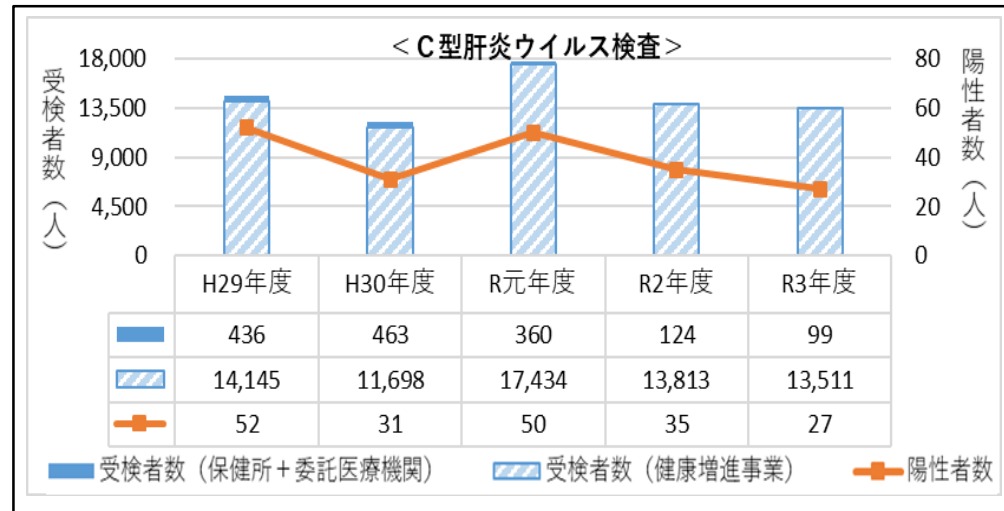


出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計)

④B型肝炎ウイルス検査に係る受検者数及び陽性者数



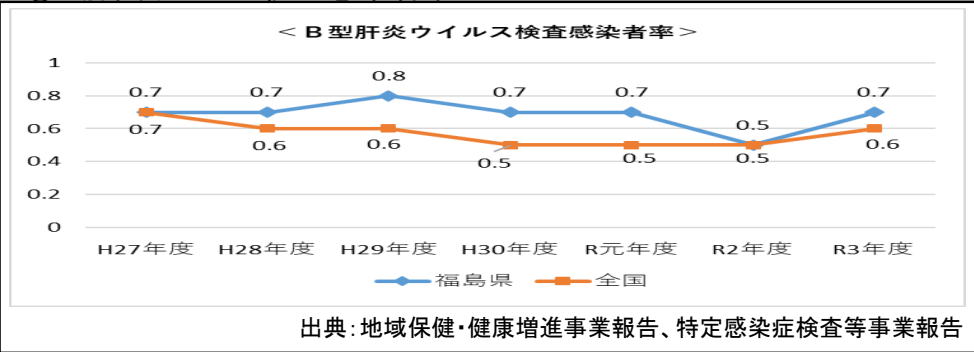
⑤C型肝炎ウイルス検査に係る受検者数及び陽性者数



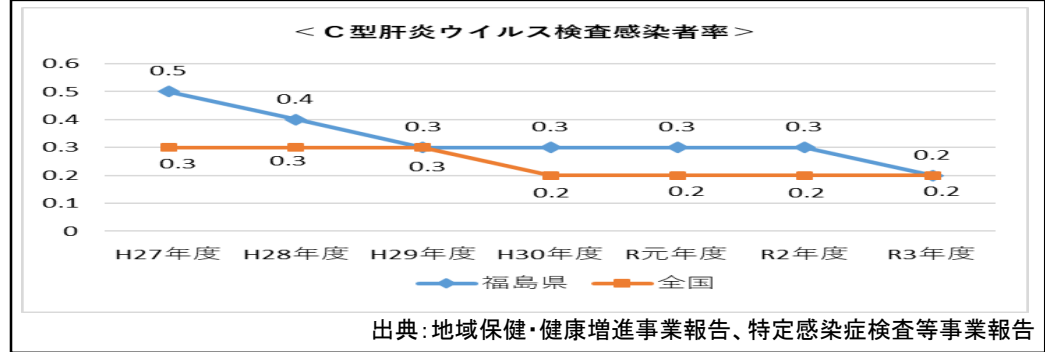
福島県肝炎対策基本計画(案)の概要

2 現状

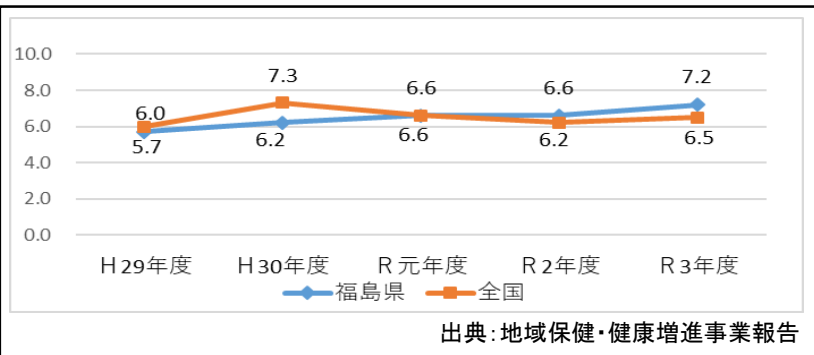
⑥B型肝炎ウイルス検査感染者率



⑦C型肝炎ウイルス検査感染者率



⑧健康増進事業における40歳検診受検率



⑨健康増進事業における陽性者フォローアップ実施市町村数

[令和3年度]
23市町村

※令和4年度実施状況は調査中
※厚労省が実施する地方自治体における肝炎対策実施状況調査より

⑩肝炎医療費助成認定件数

○核酸アナログ製剤治療（B型肝炎）		
令和3年度	新規 74件	更新 810件
令和4年度	新規 87件	更新 851件
○インターフェロンフリー治療（C型肝炎）		
令和3年度	初回 159件	2回目 1件
令和4年度	初回 162件	2回目 0件
○インターフェロン治療（B・C型肝炎）		
令和3年度	初回 0件	2回目 1件
令和4年度	初回 0件	2回目 0件

⑪医療提供体制

医療圏	①肝疾患診療連携拠点病院	②肝疾患専門医療機関
県北	1	4
県中		6
県南		2
会津・南会津		2
相双		1
いわき		3
計	1	18

⑫肝炎医療コーディネーター養成者数

○平成29～令和5年度累計 558人

[参考：年度別養成者数]

平成29年度	68人	令和3年度	72人
平成30年度	124人	令和4年度	100人
令和元年度	63人	令和5年度	68人
令和2年度	63人		

福島県肝炎対策基本計画(案)の概要

3 課題

- (1) 肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者や、肝炎ウイルス検査結果が陽性であっても精密検査や肝炎治療を適切に受診していない者が多数存在すると推定されることから、肝炎に関する正しい知識の普及啓発及び肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する理解の促進が必要である。
- (2) 肝炎ウイルス検査の結果、陽性と判明した者を、早期受診・早期受療に繋げる取組が必要である。
- (3) 肝炎医療費助成認定は、毎年1,000件以上あり、引き続き、肝炎医療体制の確保と肝炎患者等の支援が必要である。

4 計画の目標

<目標>

肝炎ウイルス検査の受検促進、検査で陽性と判明した者や肝炎患者の早期受診の促進等により、**肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がん罹患率及び死亡率の減少を目指す。**

<モニタリング指標>

肝がん年齢調整罹患率(10万人対)

肝がん75歳未満年齢調整死亡率(10万人対)

健康増進事業における陽性者フォローアップ実施市町村数

肝炎医療コーディネーター養成者数

<現状値>

10.3(令和元年)

3.5(令和3年)

23市町村(令和3年度)

558人(平成29年度～令和5年度累計)

<目指す方向性>

減少

減少

増加

増加

5 具体的な施策

(1) 肝炎に関する正しい知識の普及啓発と感染予防の推進

- ・各種広報媒体を活用した普及啓発
- ・肝炎ウイルス検査の受検勧奨
- ・B型肝炎ワクチンの定期接種の推進

(2) 肝炎ウイルス検査の更なる促進

- ・保健所及び委託医療機関における検査体制の継続
- ・市町村や医療機関及び保険者等、地域や職域において健康管理に携わる者等と連携した陽性者のフォローアップ体制の充実

(3) 適切な肝炎医療の推進

- ・肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝疾患診療連携体制の推進
- ・医療費助成制度、定期検査費用助成の実施及び当該制度の周知

(4) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の充実

- ・肝疾患相談センター等による相談支援の継続
- ・患者への医療費助成制度等のわかりやすい情報提供及び活用の推進
- ・医師等による講演会、相談会等の実施

(5) 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

- ・肝炎医療コーディネーター等の人材養成及び情報共有や連携がしやすい環境の整備や活動の推進
- ・医療機関や保健所等関係者に対して、肝炎ウイルス検査や肝炎医療に関する研修、早期受診・早期治療に向けた取組等に関する情報交換会等の実施